



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2023年12月27日（水）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

消費生活相談・消費者教育グループ

担当 松宮、青木

内線 5031、5032

ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2023年12月号 (No. 426) ＞

商品の一方的な送り付け商法に御注意！ ～一方的に送付された商品の代金の支払いは不要～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、商品の一方的な送り付け商法に関する相談が寄せられています。

売買契約の申込みや締結をしていないのに、注文した覚えのない商品が販売業者から一方的に送られて来るケースが見られます。特に、代引き配達*で届いた場合は、代金を支払ってしまうと、返金を求めることが難しくなります。

また、購入を断ったにもかかわらず、後日商品が送り付けられ、代金を請求される場合があります。一方的に商品を送り付けられたとしても、**代金を支払う義務は生じません**。仮に消費者がその商品を開封や処分しても、**代金の支払いは不要**です。販売業者から代金の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

※代引き配達（代金引換え配達）とは、インターネット通販などで購入した商品の代金を、商品到着と同時に宅配業者に支払い、引き換えに商品を受け取るサービスのこと。

相談事例

- 注文した覚えのない商品が、知らない販売業者から代引き配達で届き、よく確認せず代金を支払ってしまった。返品するので返金してほしい。
- 販売業者から商品購入の勧誘を受け、断ったにもかかわらず、後日注文した覚えのない商品が送り付けられ、代金の請求書と振込用紙が同封されていた。この商品はどうしたらよいか。代金は支払わなければならないか。

アドバイス

- 注文した覚えのない商品が送り付けられた場合、**商品の受取りを拒否**しましょう。
- 家族宛てなど、受け取るべきものかどうか判断できないときは、**宅配業者に荷物を一旦持ち帰ってもらいましょう**。
- 注文した覚えのない商品をうっかり受け取ってしまった場合、販売業者から一方的に送り付けられた商品については、「特定商取引に関する法律」に基づき、**消費者は直ちに処分することができるとともに、代金を支払う必要はありません**。
- 代金引換えや振込み等により代金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難ですが、販売業者に**注文した覚えのない商品であることを伝え、返金を請求**してみましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。